

障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について

保健福祉部 障害福祉課

1 障害者の在宅福祉介護料等の概要

現金を支給する次の市単独事業の支給のあり方を検討するもの

- (1) 障害者の在宅福祉介護料（長野市在宅福祉介護料条例 昭和60年）
介護が必要な障害者を在宅で介護している介護者に対して、その労に報いるとともに、家族の福祉の増進を図ることを目的として、障害支援区分等に応じた額を年1回支給
- (2) 重度心身障害児福祉年金(長野市重度心身障害児福祉年金条例 昭和58年)
障害児の保護者に対し、福祉の増進を図ることを目的として、障害の程度等に応じた額を年1回支給
- (3) 心身障害者通園奨励費(長野市心身障害者通園奨励費支給要綱 昭和62年)
心身障害者等の施設に通園する障害者又は保護者に対し、通園に要する経費の一部を助成することにより、この更生を援助し、福祉の増進を図る目的として、通園方法等の区分の実績に応じた額を年1回支給

2 支給のあり方検討の理由

いずれも30年程度継続してきた事業であり、この間、国の制度が変革し、居宅介護などの訪問系サービス、生活介護などの通所の日中活動系サービス及びショートステイなど多様な障害福祉サービスが充実し、必要なサービスをサービス等利用計画に基づいて利用できるようになってきた。

在宅福祉介護料及び重度心身障害児福祉年金については、対象となる障害者（児）に支給される法定の公的年金又は手当を念頭にした市単独事業としての支給のあり方を検討する必要がある。

心身障害者通園奨励費については、通所系の障害福祉サービス事業所が充実してきた中、通園経費の的確な助成のあり方を検討する必要がある。

3 質問内容

上記理由を踏まえ、当該支給のあり方について、ご審議いただきたい。